

海洋技術開発促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、マリンオープンイノベーションプロジェクトが目指す、マリンバイオテクノロジーを活用した分野に活用されることが期待される技術開発を図るため、海洋技術開発促進事業を行う大学等と連携して技術開発を実施する県内企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「海洋技術開発促進事業」とは、大学等と連携して技術開発を実施する県内企業が行う、マリンバイオテクノロジーを活用した「食品」、「水産」、「創薬」及び「環境・エネルギー」の分野における事業化の基盤となる工学系・情報系の技術開発に関する事業であって、知事が認めるものに限る。
- (2) この要綱において「県内企業」とは、県内に当該補助事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する企業をいう。
- (3) この要綱において「企業」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）
 - ウ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である者
 - エ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
 - オ 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (4) この要綱において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。

第3 補助率及び補助限度額

補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

第4 事業期間

事業期間は、別表に掲げるとおりとする。

第5 補助対象経費

海洋技術開発促進事業に対する補助対象経費は別表のとおりとする。なお、各経費の定義は以下とする。

- (1) 原材料費
直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
- (2) 機械装置購入等経費
 - ア 機械装置又は自社で機械装置を製作する場合の工具器具、部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費（ただし、汎用性が高いと判断されるもの、生産に使用するものは対象から除く。）
 - イ 機械装置又は工具器具の試作、改良、据付、修繕させた場合に要する経費
 - ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費
- (3) 外注加工費
当該補助事業遂行に必要な部品等の製造・加工、製図等を下請け発注する際に支払われる経費
- (4) 技術コンサルタント料

専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該補助事業遂行に必要な開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼として支払われる経費

(5) 委託費

当該補助事業遂行に必要な調査・分析、技術開発、設計等を研究機関や企業等へ委託又は共同研究する際に支払われる経費

(6) 資料購入費

当該補助事業遂行に必要な図書、参考文献、資料、データ等購入に要する経費

(7) 通信運搬費

当該補助事業遂行に必要な郵便代、運送代

(8) 調査研究費

当該補助事業遂行に必要な調査研究に支払われる経費

(9) 消耗品費

当該補助事業遂行に必要な事業執行のためだけの使途が特定できる消耗品費

第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 収支予算書（様式第2号）

ウ 資金状況調べ（様式第3号）（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）

エ 事業計画を記載した書類

オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第7 交付の決定等

交付の決定は、単年度毎とする。なお、2年計画の場合は、継続申請を行い、補助事業の進捗状況等を踏まえた審査を受ける。知事は、当該審査により、補助事業を継続すべきと認めたときは、その旨を通知する。

第8 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速かに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を静岡県（以下「県」という。）に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業の決定、確定等に当たり、補助事業者名、住所、技術開発課題名、事業計画の概要を公表することを了承すること。

(7) 補助事業に係る技術開発の内容の発表に関しては、知事が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条に基づく出願公開後に行うものとする。

(8) 補助事業の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願等を行った場合は、遅滞

なくその旨を知事に届け出なければならないこと。

- (9) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間に於いて、毎年度終了後、補助事業に係る過去 1 年間の成果状況を成果報告書（様式第 9 号）により知事に報告しなければならないこと。
- (10) 前条の報告書により、補助事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと知事が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
- (11) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- (12) 補助金の対象期間内に於いて、類似の内容で他の補助制度による同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと。

第9 軽微な変更

第8(1) ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 経費の配分の変更
支出科目ごとの経費の額の 20% 又は 20 万円のいずれか高い額以内の変更
- (2) 事業の内容の変更
補助事業の内容に著しい変更が生じないもので、補助事業の目的の達成をより効果的にする変更

第10 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各 1 部
 - ア 事業計画変更承認申請書（様式第 4 号）
 - イ 変更収支予算書（様式第 2 号）
 - ウ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類
 - エ その他参考となる書類
- (2) 提出期限
変更事項が発生した日から起算して 15 日以内

第11 実績報告

- (1) 提出書類 各 1 部
 - ア 実績報告書（様式第 5 号）
 - イ 事業実績書（様式第 6 号）
 - ウ 収支決算書（様式第 2 号）
 - エ その他参考となる書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 10 日（その日が日曜日又は土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に該当するときは、これらの日の前日）のいずれか早い日まで

第12 請求の手續

- (1) 提出書類 1 部
請求書（様式第 7 号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第13 概算払いの請求手續

- (1) 提出書類 各 1 部
 - ア 概算払請求書（様式第 7 号）
 - イ 資金状況調べ（様式第 3 号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第14 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入

れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助事業名	対象者	事業の内容	補助対象経費	事業開始年度	補助率	補助限度額	事業期間
海洋技術開発促進事業	第2(4)に定める大学等と連携して技術開発を実施する第2(2)に定める県内企業	マリンバイオテクノロジーを活用した「食品」、「水産」、「創薬」及び「その他」の分野における事業化の基盤となる工学系・情報系の技術開発に関する事業	(1) 原材料費 (2) 機械装置購入等経費 (3) 外注加工費 (4) 技術コンサルタント料 (5) 委託費 (6) 資料購入費 (7) 通信運搬費 (8) 調査研究費 (9) 消耗品費	令和5年度以前	2／3以内	1,000万円 (2年計画による継続技術開発の場合は2年合計2,000万円)	2年以内
海洋技術開発促進事業 (DX推進枠)	同上	次のいずれにも該当する事業 1 第2(1)の海洋技術開発促進事業 2 デジタル技術を活用し、又はデジタル技術の活用につながる事業であって、高度化や効率化による課題解決を目指す事業	同上	令和6年度以降	同上	同上	同上

海洋技術開発促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡担当者職氏名
TEL
FAX
e-mail

年度において海洋技術開発促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。)

- 1 補助事業の名称 海洋技術開発促進事業
- 2 技術開発テーマ名
- 3 研究分野
- 4 補助対象経費 金額 円
- 5 交付申請額
金額 円
(補助金所要額) 円 (補助金に係る消費税仕入控除税額) 円 (補助金額) 円
円 - 円 = 円
- 6 事業完了予定年月日 年 月 日
- 7 概算払承認申請額 金額 円

【理由】

【時期】

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 申請する事業、項目に応じて修正すること。
法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

収 支 予 算 書 (変 更 収 支 予 算 書)
(収 支 決 算 書)

1 収支表 (当該年度分のみ)

(収入)		(単位:円)	(支出)		(単位:円)
科 目	金 額		科 目	金 額	
県補助金			原材料費		
自己資金			機械装置購入等経費		
借入金			外注加工費		
その他			技術コンサルタント料		
合 計			委託費		
			資料購入費		
			通信運搬費		
			調査研究費		
			消耗品費		
			合 計		

2 科目別支出内訳 (当該年度分のみ)

(1) 原材料費

項 目	仕 様	数 量	単価 (円)	金額 (円)	使用目的
計					

(2) 機械装置購入等経費 (レンタル・リースを原則とする)

項 目	仕 様	数 量	単価 (円)	金額 (円)	購入先等名
計					

(3) 外注加工費

項 目	目的・詳細	金額 (円)	外注先名
計			

(4) 技術コンサルタント料

項 目	単価・回数等金額根拠	金額 (円)	依頼先
計			

(5) 委託費

項 目	目的・詳細	金額 (円)	委託先名
計			

(6) 資料購入費

項 目	仕 様	数量	単価 (円)	金額 (円)	目 的
計					

(7) 通信運搬費

項 目	仕 様	数量	単価 (円)	金額 (円)	目 的
計					

(8) 調査研究費

項 目	仕 様	数量	単価 (円)	金額 (円)	目 的
計					

(9) 消耗品費

項 目	仕 様	数量	単価 (円)	金額 (円)	目 的
計					

3 年度別補助対象経費（2年計画による申請案件のみ記載）

（単位：円）

区 分	初年度目		2年度目	
	金額	主な購入品目	金額	主な購入品目
原材料費				
小計				
機械装置 購入等経費				
小計				
外注加工費				
小計				
技術コンサル タント料				
小計				
委託費				
小計				
資料購入費				
小計				
通信運搬費				
小計				
調査研究費				
小計				
消耗品費				
小計				
合計				

様式第3号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

資 金 状 況 調 べ

企 業 名	
-------	--

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高計 (累計)
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上してください。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた海洋技術開発促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助事業の名称 海洋技術開発促進事業
- 2 技術開発テーマ名
- 3 計画の変更事項
- 4 計画の変更内容
- 5 計画の変更理由

(注)変更事項は、事業計画のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

必要に応じて、参考となる資料を添付すること。

法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

(参考様式：様式第4号添付)

1 変更内容

当初計画	変更後計画	変更理由

2 変更経費

科目	品名・項目	当初計画		変更計画	
		数量	金額	数量	金額

○収支表対比

(収入)

(単位：円)

(支出)

(単位：円)

科目	変更前金額	変更後金額
県補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

科目	変更前金額	変更後金額	変更比率
原材料費			
機械装置購入等経費			
外注加工費			
技術コンサルタント料			
委託費			
資料購入費			
通信運搬費			
調査研究費			
消耗品費			
合 計			

(注) 変更比率は変更後金額と変更前金額の差を変更前金額で除して算出すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた海洋技術開発促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称 海洋技術開発促進事業

2 技術開発テーマ名

3 提出書類

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）

4 事業完了年月日 年 月 日

(注)法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

事業実績書

- 1 補助事業の名称 海洋技術開発促進事業
- 2 技術開発テーマ名
- 3 技術開発の目的と内容
- 4 技術開発の実績・成果(具体的に記入し、関係書類を添付する事)
- 5 残された問題点等
- 6 2年度目の技術開発内容(2年計画の場合)
- 7 マリンバイオテクノロジーを活用した分野への活用の見通し

様式第7号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円也

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた海洋技術開発促進事業として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

(注)法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

消 費 税 仕 入 控 除 税 額 等 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた海洋技術開発促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注)法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

成 果 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
連絡担当者職氏名
T E L
F A X
e - m a i l

年度に補助金交付決定を受けた海洋技術開発促進事業に関する 年度分の技術開発
成果状況を次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 海洋技術開発促進事業

2 技術開発テーマ名

3 技術開発成果状況

(該当する項目に○を付し、別紙に具体的内容及び理由を記入)

ア 特許・実用新案等を出願・取得した

イ 商品化・事業化した

ウ 研究を継続中である

エ 研究を中断した・予定である

オ 展示会・講演会・新聞等で発表した・予定である (年 月)

カ その他

4 3の成果に係る売上の変化

(1) 補助年度 売上 円

(2) 報告年度 売上 円

注意 1 補助年度又は報告年度の属する3月31日を基準とした時の、直近の決算書から数字を転記

※(添付書類) 直近の決算書の写し(報告年度の3月31日時点を基準とする) 1部

(注)法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名